

放射性物質汚染廃棄物処理事業

150,535百万円（133,012百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月30日に、放射性物質汚染対処特措法が成立した。

当該法律に基づき、指定地域内の廃棄物（対策地域内廃棄物）及び、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準（8千Bq/kg）を超えるもの（指定廃棄物）については、国がその処理を行うこととなっている。

そのため、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を着実に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として本事業を行う。

また、従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染され、農林業系廃棄物となって大量に発生している。農林業等への影響の軽減や腐敗による生活環境の悪化等を避けるため市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援する。

2. 事業計画（業務内容）

対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物を着実に処理するために、以下の業務等を行う。

- （1）対策地域内廃棄物処理
- （2）指定廃棄物処理（最終処分場の確保を含む）
- （3）農林業系廃棄物処理の支援

3. 施策の効果

対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理の着実な実施。

放射性物質汚染廃棄物処理事業

平成27年度概算要求額 150,535百万円(133,012百万円)

○対策地域内廃棄物の処理

汚染廃棄物対策地域の状況

平成26年4月1日時点



- 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、環境省が直轄で処理を行う。
- 仮置場、仮設処理施設を整備し、順次処理を行う。
- 平成25年12月26日に改定した対策地域内廃棄物処理計画を踏まえ、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、処理を加速化する。

<汚染廃棄物対策地域内災害廃棄物の仮置場における処理状況>



南相馬市 塚原仮置場
(H25年7月撮影)



浪江町 棚塩第一仮置場
(H25年12月撮影)

○指定廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg)を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を行う。
- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するため、処分施設を整備する。

減容化事業の例



福島市・堀河町終末処理場
下水汚泥仮設減容化施設



福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業

○農林業系廃棄物の処理

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援。
補助対象者:市町村等
補助率:1/2



牧草ロールの収集